

〔大城 毅議員 登壇〕

○13番 大城 毅君 おはようございます。議長すみません、休憩願います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時03分）

再開（午前10時05分）

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 それでは申し上げます。

1. 2022年度から県のこども医療費助成制度の対象年齢拡大に伴い、町の負担は軽減されるか。軽減分をどう活用するか。（1）県の対象年齢拡大について、その助成方法など説明を。（2）町の負担はどの程度軽減される見込みか。（3）その見込み額を活用し、重度心身障がい者医療費助成制度、母子父子家庭等医療費助成制度を「利用者窓口無料」に活用できないか。

2. 重度心身障がい者医療費助成制度、それから母子父子家庭等医療費助成制度を窓口無料に。関連をしております。（1）重度心身、母子父子家庭等医療費助成制度の現状はどうなっているか伺います。（2）こども課の管轄するこども医療費助成制度は窓口無料である一方、重度心身やひとり親世帯はより負担が求められていると思うがどうか。窓口無料を実現することが理にかなうのではないか。

3. 南風原町まちづくり基本条例は生かされているか。（1）平成25年度に制定、平成26年度から施行された「南風原町まちづくり基本条例」は見直し条項を規定している。その評価はどうか。（2）第20条、第21条はどのように運営されているか。①「基本的な計画、重要な条例」の基準は。②それらへの意見をどう集めているか。③実績は。④その際の意見を公表すべきだと思うが文言を追加すべきではないか。（3）第20条、第21条の運用のための要綱等を整備してより町民の行政運営への参加を促すことがまちづくり基本条例の目的達成に寄与するのではないか。

4. 平成30年度文化財保護委員会答申の受け止めと、76年前の県営鉄道、軽便鉄道爆発事故の関連についてはどのように具体化されているか。（1）南風原陸軍病院壕群、黄金森周辺戦跡活用についての受け止め、具体化はどうなっているか。（2）1944年の列車爆発事故の説明板設置についての調整はどうなっていますか。以上について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。それでは質問事項1点目の医療費助成対象年齢拡大に関する（1）についてお答えいたします。助成方法は「自動償還払い」か「現物給付」を各市町村が判断し実施することになります。

(2) についてお答えします。今回の通院対象年齢の拡充により、令和元年度ベースで試算すると県からの補助金が約4,400万円増額する見込となります。

(3) についてお答えします。「沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱」において助成金の申請方法は「償還払い」となっており、「現物給付」は補助対象外となっています。そのため、「現物給付」を実施すると町の負担増につながるため、現状厳しい状況となっています。

質問事項2点目の(1) についてお答えいたします。重度心身障害者医療費助成事業の令和元年度実績は、支給実人員が630人、支給延べ件数4,373件、歳入2,705万7,000円、歳出6,200万421円、助成方式は「自動償還」となっています。母子及び父子家庭等医療費助成事業の令和元年度実績は、支給実人員が605人、年間延べ支給件数3,955件、歳入652万7,000円、歳出1,311万869円、助成方式は「自動償還」となっています。(2) についてお答えします。医療費助成制度は現物給付にすることで制度利用者の負担軽減になると考えます。

質問事項3点目のまちづくり基本条例についての(1) についてお答えします。平成26年1月1日に施行された南風原町まちづくり基本条例に基づき、条例の目的でもある協働のまちづくりの推進に取り組んでいるところです。なお、検討した結果、現段階で条例の見直しの予定はありません。(2) についてお答えします。条例第20条と第21条で対応が違いますので、それぞれで回答します。まず、条例第20条についてですが、町のホームページや役場庁舎、中央公民館に町政提案箱を設置し町政運営に対する意見等を常時受け付けており、令和元年度受付実績は32件となっています。また、条文に公表するよう努める旨明記されており、受け付けた意見については、できる限り早期に回答し、回答内容については原則ホームページで公表しています。次に条例第21条については、総合計画や景観計画、まちづくり基本条例など、本町の今後のまちづくりに影響のある計画や条例などが対象になります。また、意見公募手続についてはパブリックコメント制度を活用し、ホームページや広報誌で周知しており、直近では「南風原町景観計画」、「南風原町一般廃棄物処理基本計画」、「南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」でパブリックコメントを実施しています。なお、第21条についても条文に意見に対する町の考え方を公表することが明記されており、意見についてはホームページで公表しています。(3) についてお答えします。現行の条例に基づき、適宜町民からの意見聴取、意見公募を実施していることから、今後も条例に基づき協働のまちづくりを推進してまいります。以上です。

○議長 玉城 勇君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それでは質問事項4点目の(1) についてお答えいたします。壕周辺の戦跡に新たな案内コースを設定することで、これまで以上の学習の場を提供しております。戦跡調査の資料を基に学習ポイントに案内板や説明板を設置し、黄金森周辺の散策やウォーキングの方々にも活用しやすいよう身近な部分より取り組んでおります。(2) についてでございます。列車爆発事故現場への説明板設置について南城市へ確認したところ、「市史などの刊行物を通して教育普及を行っており、現時点で説明板設置については

検討していない。」とのことでした。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 それぞれ、ご答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。まず、こども医療費の助成対象年齢拡大についてですけれども、県の対象年齢拡大方法については市町村で選択ができるということでした。それでは再質問ですけれども、南風原町は中学校卒業まで……、失礼、その前に申し上げることがありました。

まず、こども医療費助成制度は、多く保護者の長い粘り強い取組の結果、城間俊安前町長の英断もあって、平成26年助成対象を中学校卒業までに拡大。平成29年1月から、現金の手持ちがなくてもお医者さんに診てもらい、入院もして治療をしてもらえる、そういう仕組みがスタートいたしました。沖縄県内でのこども医療助成の先頭を行くすばらしい取組でございます、しかし当初、県の要綱が償還制度となっていて、窓口無料、すなわち現物支給となっていなかったことなどから、4歳以上について県の助成が受けられず、町の負担は重いものでした。また国は、自治体の努力を後押しするどころか、必要のないのに医療機関受診を助長するもの、コンビニ受診が増えるなどというあり得ない理屈で国民健康保険への交付金削減を続けてきました。窓口無料についての全国の保護者や医療者の取組に押されて、地方自治体の取組が先行していました。県内では、本町の城間俊安前町長をはじめ執行部、また当時の宮城清政議長をはじめ、浦崎みゆき総務民生常任委員長をはじめとした議会の努力もあって、就学前については、国の交付金削減は止まりました。しかし小学校1年生以降の削減はなお続いています。この間の本町のこども医療費助成制度の実績として、子供の歯科医療の前進が言われています。また全体としても、早期発見、早期治療により、子供たちの健康増進に寄与し、長期的には医療費削減につながるもので、さらに加えて、子育てのまちとして、まちづくりにも大きく寄与しているものと思います。こうした中で、沖縄県は2022年度から中学校卒業まで助成対象を拡大すると発表しました。これはまさに南風原町の取組が県を動かしたものと言えます。町民、保護者の皆様の粘り強い取組と執行部の頑張りのたまものと言えます。そこで、2022年度からということになるわけですけれども、その方法は選択できる。南風原町は中学校卒業まで入院、通院とも窓口無料方式です。それで、県の半額助成の対象になるかどうか、改めて確認いたします。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 答えいたします。こども医療費助成については、現物給付で対象となっております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございました。その金額については、令和元年度の数字で計算すると約4,400万円の歳入増が見込めるということでした。その後の(3)

については、負担が大きくなるため現状は厳しいというのが町長の答弁でございます。なのでこれは2番目で取り組んでいきたいと思います。

それで、2番目の重度心身及び母子父子、ひとり親家庭の医療費助成についてですが、実績は先ほど答弁いただきました。確認いたしますけれども、例えば、両親ともに不在で、祖父母に養育をされている例があったりします。児童保護施設といいますか、そういったところに入所している方は別にして、ステップファミリーといいますか、私はよく分かりませんが、そういった場合のお子さんについては、どのようにされておりますか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 答えいたします。今、議員のほうで提示されましたステップファミリーという世帯については、母子父子家庭医療費の助成の対象となっております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。(2)ですけれども、町長の答弁でも保護者の負担軽減になるということについては、同じ認識にあるということで、これは、これまで何度も確認していることではありますが、改めて町長もそういう認識だということについて、確認したいと思います。それで、改めてですけれども、やはりこの間のやり取り、勉強していただいた中では、重度心身障害児について、児童という場合は18歳までというわけですけれども、中学校卒業するまでは、町の、今言っているこども医療費助成制度を活用して、窓口無料の仕組みを採用しているということでございましたので、残りは中学校を卒業してから18歳になるまでの間が、重度心身の対象になるわけですが、子供については。あとは大人ですから。それについて、これはもうこども医療費助成制度のほうも中学校卒業までですから、その後は一緒に、償還制度、あるいは自動償還制度になるわけですが。そのことをまず確認したいと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。今、議員ご質問の中で、重度心身障害者、障害児の医療費助成において、小学生、中学生の年齢に対して子供医療費ということでございましたが、この部分が県の子供医療費助成制度においても他の制度が優先ということになりますので、重度心身障害児医療費助成、あるいは母子父子家庭医療費助成の小中に該当する部分に関しては、自動償還払いでの対応となっております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 私の認識違いがあったような答弁でしたけれども、いずれにしても窓口において1回支払いはすると。障害をお持ちのお子さんについては、お支払いをして、後で自動的に戻ってくるという仕組みであって窓口無料ではないわけですね。もう一度お

願います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 すみません、今、答弁も少し修正しますが、母子父子家庭医療費助成については、中学校卒業まではこども医療費助成制度を利用している。重度心身障害者の場合は、そういった現物給付の部分は対象にならないものですから、自動償還払いで対応している状況です。

[大城 毅議員より「暫時休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時24分）

再開（午前10時25分）

○議長 玉城 勇君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ご答弁ありがとうございました。また、ご説明ありがとうございました。いずれにしても、全てがこども医療費と同じように、窓口で財布を持って行かなくてもいいという仕組みにはなっていない。払って後で返ってきたり、あるいは全くそれが適用されなかったりということになっているわけですね。そうした中で、町長も同じ認識になっているけれども、当然負担軽減にはなると。ただ、改めて確認するまでもないのですが、重度の心身障害を持っている。重度ですから、一旦支払い……、ほとんどこの家庭あたりでお手伝いしたりしている、病院に通院したりするにしても、また恐らく頻度も高いのではないかと。一般の障害を持たないお子さんたちと比べると、病院にお世話になる機会も多いのではないかと。これは推測ですけども、あります。そうした中で、今のように現物支給でない、窓口無料でないとなると、やはり、ただでさえ負担のかかる家庭に、より負担を強いていることになるだろうと思います。それから、ひとり親の場合にも、もちろん単純には言えませんが、どちらかという、経済的状況は、平均すれば一般よりも苦しい状況にある。それで仕事を2つやらないといけないとか、ダブルワーク、トリプルワーク、そうした中で、お子さんをお世話する、病院に連れて行ってあげる、こういった時間的な負担などもいっぱいあるわけです。そのように認識していますが、そうした方々にこそ、本当は、最初にやるべきはそうした方々への窓口負担なしが、本来優先されるべきだろうという考え方を私は持っています。ところが現実そうになっていない。それは仕組み上そうだとすることは、県の要綱だとか、町の負担だとか、そういったことが障害となっていて、そうになっていないわけですが、そういう認識について、町長や部長、どのように考えられますか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。議員がおっしゃいますように、まさに母子父子家庭の方、あるいは障害を持っておられる方等の医療費の負担、そういった部分で大変厳しい部分があるというのは、我々も認識しております。ひとり親の場合の経済状況というのは、通常の家庭よりも貧困率とかそういった部分も上がるわけですから、医療費の負担は厳しいものだとは認識しています。障害をお持ちの方も、やはり会社の方が付き添いで病院へ行くとか、いろいろ病院に行くのにも負担がある部分も、重々承知しております。我々は、そういったことを踏まえて、こども医療費助成制度の現物給付についての県要綱改正と、県に要請しているときには、同時に別のこの2つの医療費助成制度についても県要綱改正はそれぞれ担当部署に求めていきました。ただ、なかなかこの要綱改正の部分に県の理解が得られなくて、そういった中で、まずは対象者が一番多いこども医療費からということで、こども医療費のところでは要請はしてきました。そういった中で、障害者の部分もひとり親の部分も、それぞれやってはいましたが、部署も違いますし、県のほうもなかなかそこは要綱改正までは至っていない状況でした。

ただ、今回沖縄県のほうが令和4年4月からこども医療費について中学生まで拡充すると打ち出しています。そういった流れの中で、今、母子及び父子家庭医療費助成の給付方法に関して、市町村の意向調査ということで、今月、県から来ております。これはこども医療費助成が、令和4年4月から拡充されるに当たって、市町村はこの母子父子家庭についてどう考えますかという意向調査がございます。ですから県も、ようやくそういった流れになってきているのだと感じていますので、その動向等を見ながら、我々も、重度心身障害者医療費助成も含めて、現物給付が年齢拡充され、現物給付も認められるような形で、県には要請していきたい。これまでも、沖縄振興拡大会議の中で、毎年この部分も要請していますので、引き続き要請していきたいと考えています。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。県も市町村の意向、それについての意向を確かめているところだということでもございました。また、町もこの間ずっとそういった取組を進めてこられたということについては、ありがたく思います。是非引き続き要望を続けていっていただきたいと思います。また私も、議会の一人として、できれば議会として何かできないかということも含め、取り組んでまいりたいと考えております。是非よろしくお願い申し上げます。

それと、先ほどあった約4,400万円の歳入の負担が減ることですので、その活用について、そういったことに何かつなげることはできないかということについては、どのようにお考えですか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。県が令和4年4月から対象年齢を拡充することによって、この部分、これまで町が全部単費で負担してきた部分、大よそ4,400万円とい

う部分が、令和4年4月以降は町の負担が軽くなるという部分ではありますが、やはりこういった厳しい財政状況の中、ほかにも行政需要があります。福祉に関しましても、まだまだいろいろ取り組みたい事業もございますので、そういった部分は財政状況も見ながら、また優先順位もつけながら、しっかり福祉の充実につなげられたらと考えています。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 これはもちろん一般会計で活用していることだと思いますので、ただそれを、やはり今部長は、福祉の分野でと答弁いただいたと思います。これをまた別の一般会計であるからということで、ほかに活用するというのも、あるいはあるかもしれないけれども、そうではなくて、やはりこれは少なくとも福祉の分野で活用していただきたい。そして、そのことには部長答弁もありましたので、これについてはしっかり、これは部長の答弁ですが、町長の答弁であるわけですから、そういうことですので、是非そういうことで取り組んでいただきたいと思います。執行部の皆さんはよく聞いて居てください、そして、私は、今、先ほど申し上げたこともあって、重度心身、あるいはひとり親世帯への医療費の軽減につながるような施策を優先していただきたいということは、要望として申し上げて、これについては終わります。

次に、まちづくり基本条例についてですが、これは今日、両面刷りのコピーもお渡ししましたので、改めてご覧いただければと思います。手法が下手くそで字体が違ったりしていますがよろしくお願いします。まず、答弁としてこれは特に見直しの予定はありません。検討した結果、条例の見直しはありませんというという答弁でしたが、これはいわゆる第33条の見直し規定に基づく見直しの結果だということで理解してよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。条例第33条では、社会情勢等の変化に適合しているか検討することとされていますが、検討した結果、現段階では改正が必要ないものと判断しています。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 これについては、まちづくり基本条例でありますから、検討についてもあらゆる分野から検討されたものだと思いますが、まず、少なくとも各部署において、検討した結果そういう結論が得られたのかどうか。お伺いします。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 主管課である企画財政課のほうで読み合わせをしながら確認した結果、そういう判断に至りました。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今答弁がありました。私はそれこそまちづくり、町民の権利、義務といいますか、責務、町民のことに関する一番大きな最高位の条例であるわけですから、少なくとも役場内においては建築、教育、福祉、全部署の評価をまとめて、この第33条に基づく判断はされるべきではないかと思います。あるいは、さらに広げれば、町民についても今回5年たちますが、どうだろうかという評価を、私は仰ぐべきだと思うのですが、例えば町長、いかがですか。課長、部長でもいいのですが。

○議長 玉城 勇君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。まず初めに、庁内の各部署において、再度まちづくり基本条例に改正等の必要があるか、そういったものも含めて調査したいと思っています。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 少なくとも役場内はすぐに、すぐにというか改めて意見を聞くということでございますので、それはそれで是非早急に進めていただきたい。早急にというか進めていただきたいと思います。変な言い方ですが、何もしないのが一番楽ではあるのです。ところがこれはそういった条例になっていないので、可能な限り町民の参加を促そうという条例ですから、その趣旨に沿って、もちろん役場はいろいろな、今回コロナもあって、予定しない仕事もいっぱい出てきてしまっているのも大変だろうとは思いますが、むしろそうした中であるからこそ、町民も役場に対して様々な意見があるのではないかと思います。そういう思いもありますので、そういった考え方に立って、努力をしていただきたいと申し上げて、これについては終わります。

それから文化財保護委員会からの答申と、それから爆発事故についてですが、まず、黄金森周辺の活用については、説明板を設置したりして身近なところから取組をしておりますということで、このことについては答申に、その部分では答えているということに、当然なると思いますので、引き続き取り組んでいただけたらと思います。文化財保護委員会からの答申は、割と箇条書きで、幾つかあったわけです。それに対して、役場としては、私は、全てそれに対応しろというわけではありませんけれども、答申を受けて、計画という名称がいいのかどうか分かりませんが、ある程度組織立った、どこどこをどのように取り組んでいくという、そういうものが年次的にも、いっぺんにはできないでしょうから、そういう組織立ったもの、体系立ったものが必要だろうと私は思うのですが、そういったものはございますか。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。



○生涯学習文化課長 島袋 健君 ただいまのご質問にお答えいたします。今現在、最初の回答にもありますように、できることから取り組んではいますが、この組織を立ち上げているかというご質問に対しましては、今現在は、そういった組織は、組織化してはございません。まずは内部で検討していこうということで進めているところでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 組織立ったというのは、必ずしも組織をつくってという意味ではなくて、体系立てて幾つかの項目に分けて、さらにさらにまた幾つかのぶら下がりといいますか、項目があって、これらを時系列的に、令和2年、3年、4年、5年という形で体系立てて、そういったいわば計画のようなもの、役場では計画というのも定義があるかもしれませんが、そんな片っぱ支援、ある程度の仕組みをつくって、一つ一つ実行していくと。もちろん情勢によって変更は当然あるものの、そういったものはありますかということを聞いています。

○議長 玉城 勇君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 島袋 健君 今現在、そういった具体的な組織といいますか、計画等には進んでいませんが、これからそれを一つ一つ検証しながら計画を立てていこうとしているところでございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 是非それは、答申としてぴっと体系立てて出ているわけですから、それに対応する、はい、分かりましたと受け取って、これをその都度その都度、年度年度、後で、どこはできる、どこはできない、そういったものも当然あるでしょうけど、やはりこの答申に沿ってはこうやっていこうと、まず大きなものがあって、それから年度年度もちろん状況も違うし、財政も違うし、そういったふうに立てたものを修正しながらですけども進めていく、こういう仕組みを是非つくってもらいたいと思うのですが、部長、教育長、いかがですか。私はそのようにすべきだと思います。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ありがとうございます。課長の答弁で、少し曖昧だったのは、教育委員会のほうで答申を受けての動きは、一旦動いています。ただ、具体的に、まだ実施計画のほうにプランとして載せているものと、その辺が説明できない状況であるということで、そういう答弁になったと思いますが、我々のほうでも、例えば展望台の話であるとか、それから整備の検討委員会の話であるとか、その辺については、当然教育委員会で議論をして、いつ頃から始めようかとか、そういった話、またそれと付随して都市整備、

土木建築のほうとの調整をどうしようかという話し合いはしてございます。具体的には、先ほどおっしゃられたように、どういった形でその辺を実行していくかということについては、これからまた実施計画等を踏まえて、計画はまた教育委員会のほうで整備していきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 こう言うてはなんですけれども、それぞれの職員の皆さんは、時期が来れば異動したりもするわけですから、そういったときにもきちんと継承できるというか、それに基づいて仕事をしていくものがなければ、なかなか難しいのではないかと私は思います。一つにはそのための、いわば計画でもあろうかと思しますので、是非今の答弁を具体化していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、爆発事故についてですけれども、今日、お手元にお配りしましたこれは、別の資料からですけれども、ご覧いただければと思います。前は口頭でのやり取りでございましたので、ちょっと分かりづらい点もあったかと思しますので、今回たまたま、12月11日が発生日時だったということで、新聞でも取り上げたようです。概要を非常にコンパクトにまとめております。それについて私は、前回、言葉遣いの点で私も反省点があったので、今回説明板ということで改めさせていただきました。そんなに大きく考えないでおうという意味で、そのように考えました。これについては、今回は南城市もそういう計画はありませんということでございました。その必要性等については、私は前回、答弁の中であったかと思っていますが、改めて、私の考えは荒唐無稽なものなのか、いろいろクリアすべきところがあるかと思いますが、その認識について、改めてお伺いしたいと思います。どちらかな、お願いします。

○議長 玉城 勇君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 列車爆発事故現場の部分についてのご質問についてですが、前回もお話したように、既に教育委員会としましては、文化センターの常設展示の部分であるとか、それから別のところでの説明、それから案内等々の中でやっていくと。既に実施されているところもありまして、案内板としては南城市のほうですのでなかなか難しいところがあるだろうということではあるのですが、この部分については、平和学習の中で、きちんと学習として発信していこうということで実施するというところで考えております。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 このことを、いわば後世にきちんと伝えていって、平和学習の目的というのか、そのように生かしていきたいということでのご答弁であったと受け止めます。私は、確かにこれは南城市と関わりが一番大きいだろうと思うのですが、それから当然、付近の土地をお持ちの皆さん、地権者の皆さん、一番悪い話は、例えば資産価値が下がるのではないかという懸念などもあったりするかもしれない。それは認識しているつもりで

す。けれどもやはり、物事の大きさは、ただでさえこれ、当時、軍が箝口令をしいた、みんなに知らせないようにしたということもあって、町民の中でも知っている人は少ないことになってしまっています。こういうこともありますので、そこの兼ね合いがありますが、是非私は必要だろうと認識しておりまして、たしか前回のやり取りの中で、地域の皆さんの中からそういった声が起こって、それを南城市に寄贈したりとか、そういった方法論もあることかもしれませんが、まず私は役場としてどのようにお考えかという問題提起をしているつもりです。是非そういうことについて、そこに、現場に分かるように説明板があるということが私は必要だと思うのですが、町長、改めていかがですか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。ただいまの穀議員のご所見でございますけれども、私もこの事案に関しまして、やはり沖縄戦の戦跡といいますか、そういった平和学習の中で役立っていくべき事柄だと認識はいたしておりますけれども、そこに記念碑とか説明板とか、先ほど担当部長からありましたように、もしやるとすれば、いろいろと、現実的にクリアすべき部分が出てくるわけでございますので、これはやはり県の沖縄戦の中での一環だという位置づけにして、私から言わせれば県として取り組んでいただきたいと。我々は身近ですのでいいわけではないですが、32群壕の同列ぐらいに扱って、沖縄戦の戦跡だということで、是非沖縄県のほうで取り組んでいただければありがたいという考え方でございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 穀議員。

○13番 大城 穀君 県営鉄道で起きた事故です。確認はしていませんが、多分もともと県の土地であったもの、今は恐らく南城市の市道ではないかと思うのですが、所有権移転とか何とかあったかもしれません。いずれにしろ、当時は県が当事者なわけですよ。さらに言えば日本政府、当時の軍が当事者なわけですよ。そういう意味から言えば、今、当間のあたりは東道路ですか。国道事務所が活動している。そういったあたりにも当たろうかと思います。今の町長の答弁を、私なりに解釈させてもらえば、そういった幅広い関係者に集まってもらって、どう集めるか分かりませんが、提起は、我々からやらないと誰も提起しないだろうと思います。平和を発信する必要性から考えれば、やはり地元からも声を上げなければいけないだろうと思うし、今言ったような県、あるいは国、東道路計画等も併せて、是非そこは時期を失せず、失しないように、私は取り組んでいただけたらと思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほど担当部長から答弁がありましたように、南風原町といたしましては、文化センターを通しまして、いろいろな形で鉄道爆破事故も取り上げて、平和学習に生かしているわけでございます。そういうことで、南風原町はそ

れなりにやっているわけですから、当然県といたしましても、これを取り上げて、これはひとつ県全体でやるべきではないかという位置づけをやっていただきたいというのが私の考え方でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 町長の考えは、私は大変ありがたく受け止めておりますので、これからまた話合いというか、認識を、できればすり合わせていきたいと考えています。恐らく、平和の発信という意味では、私の感覚では、金銭の規模的にはあまり大きな規模のかかるようなものではなくて、できるだろうとっていて、またそういった範囲で収めてもいいだろうと思います。ただ、そういう史実があったということをしつかり現場に残すということが、とても大切だろうとと思っていますので、手法は一番適切な手法でやっていければと思っていますので、是非、今後また議論を交わしていきたいと思います。以上で終わります。